

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称	北海道二セコ町	大阪府岸和田市	三重県伊賀市	東京都三鷹市
条例名称	二セコ町まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	伊賀市自治基本条例	三鷹市自治基本条例
策定年月日	平成12年12月27日	平成16年12月10日	平成16年12月24日	平成17年9月29日
施行年月日	平成22年3月16日(改正)	平成17年8月1日	平成16年12月24日	平成18年4月1日
目次	<p>前文</p> <p>第1章 目的(第1条)</p> <p>第2章 まちづくりの基本原則(第2条 第5条)</p> <p>第3章 情報共有の推進(第6条 第9条)</p> <p>第4章 まちづくりへの参加の推進(第10条 第13条)</p> <p>第5章 コミュニティ(第14条 第16条)</p> <p>第6章 議会の役割と責務(第17条 第24条)</p> <p>第7章 町の役割と責務(第25条 第35条)</p> <p>第8章 計画策定過程(第36条 第39条)</p> <p>第9章 財政(第40条 第45条)</p> <p>第10章 評価(第46条 第47条)</p> <p>第11章 町民投票制度(第48条 第49条)</p> <p>第12章 連携(第50条 第53条)</p> <p>第13章 条例制定等の手続(第54条)</p> <p>第14章 まちづくり基本条例の位置付け等(第55条 第56条)</p> <p>第15章 この条例の検討及び見直し(第57条)</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則(第1-3条)</p> <p>第2章 市民及び事業者の権利及び責務(第5-7条)</p> <p>第3章 市議会(第8条-10条)</p> <p>第4章 市長、他の執行機関の責務(第11-13条)</p> <p>第5章 コミュニティ活動(第14-15条)</p> <p>第6章 協働及び参画(第16-20条)</p> <p>第7章 市政運営の原則(第21-29条)</p> <p>第8章 国、大阪府、他の地方公共団体及び関係機関との連携(第30-31条)</p> <p>第9章 最高規範性(第32条)</p> <p>第10章 条例の見直し等(第33-34条)</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則(第1-5条)</p> <p>第2章 情報の共有(第6-11条)</p> <p>第3章 市民の参加</p> <p>第1節 市民参加の権利と責務(第12-14条)</p> <p>第2節 市民参加の制度保障(第15-18条)</p> <p>第3節 市民投票(第19-20条)</p> <p>第4章 住民自治のしくみ</p> <p>第1節 住民自治(第21-23条)</p> <p>第2節 住民自治協議会(第24-28条)</p> <p>第3節 地域振興委員会(第29-32条)</p> <p>第4節 住民自治地区連合会(第33-35条)</p> <p>第5節 住民自治活動を補完する機構(第36-37条)</p> <p>第5章 議会の役割と責務(第38-41条)</p> <p>第6章 行政の役割と責務</p> <p>第1節 行政の責務(第42-45条)</p> <p>第2節 行政運営の方針(第46-50条)</p> <p>第3節 財務(第51-55条)</p> <p>第4節 評価(第56-57条)</p> <p>第7章 条例の見直し(第58条)</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則(第1-3条)</p> <p>第2章 市民及び市民自治(第4-6条)</p> <p>第3章 市議会(第7-8条)</p> <p>第4章 執行機関(第9-11条)</p> <p>第5章 市政運営(第12-28条)</p> <p>第6章 参加及び協働(第29-35条)</p> <p>第7章 政府間関係(第36-38条)</p> <p>附則</p>
前文	<p>二セコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。</p> <p>まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。</p> <p>わたしたち町民は、ここに二セコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々暮らしの中でよこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。</p>	<p>私たちは、茅渟の海から泉葛城の山に至る美しく豊かな自然に対して深い愛着を抱いています。青い海と空をこよなく愛し、水の恵みと大地の恵みへの感謝の気持ちを忘れず、その源となる山々への畏敬の念を旨に刻み込んできました。私たちのまちは、この恵まれた地勢を活かした農業や林業、水産業を中心としながら、一方で地場産業を育み、工業化を進め、都市として発展してきました。また城下町としての歴史と伝統が息づき、だんじり祭りははじめとした伝統行事や民族文化が継承されています。</p> <p>私たちは、いかに先人たちが守り続けてきたこれらの自然と、起こし育ててきた産業や伝統、培われてきた文化を受け継ぎ、次世代へ引き継いでいかなければなりません。これらを礎としながら、平和を願い、時代を担う子どもたちを育み、すべての人権を尊重する豊かなまちづくりに取り組んでいきます。</p> <p>私たちは、市民が自治の主体、市政の主権者でありことを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、自ら考え、行動することで常に安心していつまでもすみ続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会、すなわち「市民自治都市」の実現を目指します。</p> <p>今、ここに「市民自治都市」を実現していくための基本原理として岸和田市自治基本条例を制定します。</p>	<p>伊賀地域は、四方を山々に囲まれた盆地で、古来から伊賀の国として一つのもまとった圏域を形成してきました。隣接した地域に都が長年置かれていたこともあり、様々な影響を受けながらも、伊賀の人々により独自の文化や産業が築かれてきました。また、近年では、日本の中央部に位置する地理的な関係や交通機関の発達などから東西日本を結節融合する畿央地域としての特徴も有しています。</p> <p>これまでの伊賀の自治について見たとき、中世には“惣(そう)”という村落の自治運営組織が存在し、その連合体として“伊賀の国”が形成されていました。</p> <p>また、近年では、地方分権の流れや市町村合併を契機として、自分たちの地域は自ら治めていこうという“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現が重要視され、伊賀市にとって欠かせないものとなっています。</p> <p>こうした背景のもと、伊賀市の自治における市民の権利や責務を明らかにし、伊賀市の将来像である“ひとが輝く 地域が輝く”自立したまちの実現を確かなものとするため、自治基本条例を制定します。</p>	<p>主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。</p> <p>市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあるまち三鷹を創ることを目指すものである。</p> <p>三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。</p> <p>私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切に、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。</p>
目的	<p>第1章 目的(目的)</p> <p>第1条 この条例は、二セコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりに関するわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則(目的)</p> <p>第1条 この条例は、岸和田市における自治の基本原理を明らかにし、市民及び事業者の権利及び責務ならびに市長及び議会の権能及び責務を明確にするとともに市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治都市を実現し市民福祉の向上を目指すことを目的とする。</p>	<p>第1章 総則(目的)</p> <p>第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。</p>	<p>第1章 総則(目的)</p> <p>第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本原理と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本市の実現を図ることを目的とする。</p>
基本理念・原則	<p>第2章 まちづくりの基本原則(情報共有の原則)</p> <p>第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。</p> <p>(情報への権利)</p> <p>第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。</p> <p>(参加原則)</p> <p>第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。</p> <p>(1)市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重しあうこと。</p> <p>(2)市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有しあうこと。</p> <p>(3)市民は、市政への参画の機会が保障されること。</p> <p>(4)市民、事業者及び市は協働してまちづくりを行うこと。</p> <p>(5)市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されること。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1)補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。</p> <p>(2)自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。</p> <p>(3)市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。</p> <p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。</p> <p>(1)市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。</p> <p>(2)市民は、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>(3)まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。</p> <p>(4)まちづくりは、まず市民自らが先行し、さらに地域や市が補完して行う。</p> <p>(5)まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。</p> <p>(6)まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1)補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。</p> <p>(2)自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。</p> <p>(3)市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。</p> <p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。</p> <p>(1)市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。</p> <p>(2)市民は、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>(3)まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。</p> <p>(4)まちづくりは、まず市民自らが先行し、さらに地域や市が補完して行う。</p> <p>(5)まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。</p> <p>(6)まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。</p>

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称	新潟県上越市	千葉県流山市	大阪府阪南市	愛知県安城市
条例名称	上越市自治基本条例	流山市自治基本条例	阪南市自治基本条例	安城市自治基本条例
策定年月日	平成20年3月28日	平成21年3月24日	平成21年6月4日	平成21年10月1日
施行年月日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成21年7月1日	平成22年4月1日
目次	<p>前文</p> <p>第1章 総則(第1 - 4条)</p> <p>第2章 市民の権利及び責務(第5・6条)</p> <p>第3章 市議会の権限及び責務等(第7 - 9条)</p> <p>第4章 市長等の権限及び責務等(第10 - 14条)</p> <p>第5章 市政運営(第15 - 30条)</p> <p>第6章 都市内分権(第31・32条)</p> <p>第7章 市民参画、協働等(第33 - 37条)</p> <p>第8章 市民投票(第38条)</p> <p>第9章 国、県及び他の自治体等との関係(第39 - 41条)</p> <p>第10章 最高規範性(第42条)</p> <p>第11章 見直し等(第43・44条)</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則(第1-3条)</p> <p>第2章 基本理念等(第4-6条)</p> <p>第3章 情報共有と個人情報保護(第7-10条)</p> <p>第4章 参加と協働(第11 - 17条)</p> <p>第5章 国、千葉県及び他の自治体等との協力等(第18-21条)</p> <p>第6章 行政運営の原則(第22-28条)</p> <p>第7章 議会の役割(第29-31条)</p> <p>第8章 公正と信頼の確保(第32-35条)</p> <p>第9章 責務(第36-39条)</p> <p>第10章 条例の実効性の確保(第40・41条)</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則(第1-3条)</p> <p>第2章 基本理念(第4条)</p> <p>第3章 基本原則(第5-7条)</p> <p>第4章 市民(第8-9条)</p> <p>第5章 議会(第10条-12条)</p> <p>第6章 執行機関(第13-15条)</p> <p>第7章 市民参画及び協働(第16-19条)</p> <p>第8章 情報の共有(第20-24条)</p> <p>第9章 住民投票(第25条)</p> <p>第10章 総合計画(第26条)</p> <p>第11章 他の機関との連携(第27条)</p> <p>第12章 推進及び見直し(第28-29条)</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則(第1 - 3条)</p> <p>第2章 自治の基本原則(第4・5条)</p> <p>第3章 市民</p> <p>第1節 市民の権利(第6 - 8条)</p> <p>第2節 市民の責務(第9条)</p> <p>第4章 議会(第10・11条)</p> <p>第5章 市長その他の執行機関(第12・13条)</p> <p>第6章 市民参加と協働(第14 - 19条)</p> <p>第7章 市政運営(第20 - 25条)</p> <p>第8章 条例の見直し(第26条)</p> <p>附則</p>
前文	<p>上越地域は、日本海と頸城の山々や大地がもたらす四季折々の恵みを受け、細やかな人の心と文化をはくみながら、多様な歴史を刻み、栄えてきました。</p> <p>こうした中、少子化・高齢化の急速な進展や地方分権時代の到来などは、私たちに最も身近な自治体と、そこでの自治の在り方を今一度考えさせる契機となりました。</p> <p>私たちは、地方分権時代の幕開けを地域が新たに飛躍する機会ととらえて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。</p> <p>新しい上越市のまちづくりにおいて、私たちは、この地域の人々が築き上げてきた歴史や文化、海・山・大地の恵まれた自然などの多様な地域資源を大切にし、「共生」の考え方により人と人、地域と地域が互いに支えあいながら、自らの手でまちをつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、私たち一人ひとりが、人と郷土を愛する心をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが何よりも必要となります。</p> <p>私たちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。</p>	<p>わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。</p> <p>わたしたちは、先人たちが永く築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。</p> <p>地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき市民自治を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し自らの責任で政策を策定し実行しなければなりません。そして市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政議会とともに、まちづくりを進めることが求められています。</p> <p>この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い責任を担い合って、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。</p> <p>そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要です。</p> <p>流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治のための普遍の原則を定め、ここに流山市自治基本条例を制定します。</p>	<p>阪南市は、緑豊かな和泉山脈と波静かな茅渚の海に囲まれ、温暖な気候風土という自然環境にも恵まれ、熊野古道へと続くいにしへの歴史街道や秋のやぐら祭り等に見られる歴史的遺産や文化的遺産も数多く継承されています。</p> <p>私たち阪南市民は、これまで先人が築き上げてきた歴史、培ってきた文化、多様な産業と豊かな自然を受け継ぎながら自らの知識や経験・創造性を活かし、全ての人が思いやりを持ち、人と人とのつながりをひろげ、次世代を担う子どもたちを育み、平和で明るく豊かな安心・安全のまちづくりを推進し、将来にわたって持続可能な社会を次の世代へ引き継ぐ責任があります。</p> <p>一方、地方分権が進むこれからの時代は、地方自治が大きく変化し、まちづくりをこれまでの行政主導から市民主導へと大きく転換しなければなりません。私たちは、今日までの市民参画をさらに発展させ、自治の主役である市民によるまちづくりがより一層推進できる仕組みを構築する必要があり、これまで以上に市民、議会及び執行機関が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことが求められます。</p> <p>そのため、市民一人ひとりの人権が尊重され、生活するすべての市民が、このまちで永く学び働き住んでよかったと思えるよう、市民同士が交流を深め、補完し合い、市民相互の協働ならびに市民、議会及び執行機関との協働を基本とし適切に役割と責任を明らかにしたうえで分担し合い、自己決定及び自己責任による個性豊かな持続性のある地方自治を推進しなければなりません。</p> <p>よってここに、よりよい阪南市をつくるための最高規範として、阪南市自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち安城市は、先人の開拓者精神により碧海台地に引いた明治用水の豊かな水にはくまれ、かつては日本デンマークと呼ばれるほどの農業先進地として知られ、また、恵まれた地理的条件から都市化・工業化も進み、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきました。</p> <p>私たちは、この豊かな水と田園風景、進取の気風や共存共栄の精神など、先人が築き、たゆまぬ努力によって守り育ててきた誇りや財産を大切にしながら、おとなも子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられるまちを創造し、未来を担う子どもたちに引き継ぎたいと願っています。</p> <p>そのためには、私たち一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要です。私たちは、市民が主役の自治の実現を目指し、ここに、安城市自治基本条例を制定します。</p>
目的	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市における自治の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、流山市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割及び責務等を定め、それらの着実な実行を通して、市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、阪南市における自治の基本理念を明らかにするとともに市民の権利及び責務、議会の役割及び責務、執行機関の責務並びに市政の運営及び地域の活動に関する基本的事項を定めることにより、自治を確立することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、安城市における自治の基本原則を定め、市民の権利及び責務並びに議会及び市長その他の執行機関の責務を明らかにすることにより、市民参加と協働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会を実現することを目的とします。</p>
基本理念・原則	<p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。</p> <p>市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。</p> <p>人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。</p> <p>非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。</p> <p>地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。</p> <p>地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。</p> <p>地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。</p> <p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。</p> <p>情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。</p> <p>市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。</p> <p>協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。</p> <p>多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。</p>	<p>第2章 基本理念等</p> <p>(基本理念)</p> <p>第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。</p> <p>(1)市民は、自治の主体であり、主権は市民にあります。</p> <p>(2)市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなりません。</p> <p>(3)市及び議会は、市民の信託に誠実に応じなければなりません。</p> <p>(4)市及び議会は、市民等の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行うとともに、十分な説明責任を果たさなければなりません。</p> <p>(5)市及び議会は、市民等が市政に参加できるよう、参加の制度を整備し、その機会を多様に保障しなければなりません。</p> <p>(6)市民等、市及び議会は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。</p> <p>(目指すまちの姿)</p> <p>第5条 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。</p> <p>(1)地域の生態系の保全と景観に配慮したまち</p> <p>(2)緑を大切に、地球温暖化対策に取り組むまち</p> <p>(3)恒久平和を希求し、安心と安全を実感できるまち</p> <p>(4)市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち</p> <p>(5)学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち</p> <p>(6)生涯にわたって学ぶことができるまち</p> <p>(7)歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち</p> <p>(8)子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち</p> <p>(9)健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち</p> <p>(10)高齢者や障害者が暮らしやすいまち</p> <p>(11)地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち</p> <p>(12)男女共同参画社会が形成されたまち</p> <p>(13)多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第4条 未来においても恵まれた自然を守り、心豊かな阪南市であるために主権者である市民それぞれが、互いの人権を尊重し、参画し、及び協働し、並びに市民、議会及び執行機関が協働することにより、自立した阪南市の実現を目指すものとする。</p> <p>(参画及び協働の原則)</p> <p>第5条 市政の運営及び地域の活動に取り組むにあたっては、市民の参画する機会が保障されるとともに市民、議会及び執行機関が協働することを原則とする。</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第6条 市民、議会及び執行機関は、市政に関する情報を共有することを原則とする。</p> <p>(財政自治の原則)</p> <p>第7条 市は、自立した市政の運営を行うため、自らの判断と責任において財源を適正かつ効果的に活用し、歳入と歳出の調和のとれた財政運営を行うことを原則とする。</p>	<p>第2章 自治の基本原則</p> <p>(市民参加と協働の原則)</p> <p>第4条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第5条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。</p>

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称 条例名称	北海道二セコ町 二セコ町まちづくり基本条例	大阪府岸和田市 岸和田市自治基本条例	三重県伊賀市 伊賀市自治基本条例	東京都三鷹市 三鷹市自治基本条例
位置付け・体系	<p>第14章 まちづくり基本条例の位置付け等 (この条例の位置付け) 第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>(条例等の体系化) 第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。</p>	<p>(最高規範性) 第32条 この条例は、市民自治及び市政に関する最高規範であり、市民事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。 2 市は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図らなければならない。</p>	<p>(この条例の位置付け・体系化) 第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。 2 市は、この条例の定める内容に即して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。</p>	<p>(条例の最高規範性等) 位置づけ 第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。</p>
条例の推進・見直し	<p>(この条例の検討及び見直し) 第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が二セコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(条例の見直し) 第33条 市長は、この条例施行の日から5年を超えない期間ごとに各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする。 2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。 3 市長は、第1項に規定する検討及び前項に規定する必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第7章 条例の見直し (この条例の検討及び見直し) 第58条市は、この条例の施行後4年以内に施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(見直し) 2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。</p>
用語の定義		<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)市民 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く事業に規定する事業者をいう。 (2)事業者 市内での事業活動を行う者をいう。 (3)参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。 (4)協働 市民、事業者及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあうことをいう。</p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。 (1)市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。 (2)市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。 (3)市議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいう。 (4)市の執行機関 市の行政事務を管理執行する機関をいう。 (5)協働 市民及び市又は市民同士や各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。 (6)自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。 (2)事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。 (3)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4)市 基礎自治体としての三鷹市をいう。</p>
基本環境	<p>情報公開・提供・個人情報保護 第3章 情報共有の推進 (意思決定の明確化) 第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。</p> <p>(情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1)町の仕事に関する町の情報をつかりやすく提供する制度 (2)町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3)町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4)町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度</p> <p>(情報の収集及び管理) 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。</p> <p>(個人情報の保護) 第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(情報の共有) 第21条 市は、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>(個人情報の保護) 第22条 市は、別に条例に定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しなければならない。 2 市は、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。</p>	<p>第2章 情報の共有 (情報共有の原則) 第6条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。</p> <p>(情報への権利) 第7条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。 (意思決定過程の情報共有) 第8条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。 2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。</p> <p>(情報共有のための制度) 第9条 市は、その有する情報を原則として公開しなければならない。 2 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。 3 前2項に関することは、別に定める。 (情報の収集及び管理) 第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。 2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>(個人情報の保護) 第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。 2 前項に関することは、別に定める。</p>	<p>(情報公開等) 第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。</p> <p>(個人情報の保護) 第15条 市は、市民の基本的な人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。</p>

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称 条例名称	新潟県上越市 上越市自治基本条例	千葉県流山市 流山市自治基本条例	大阪府阪南市 阪南市自治基本条例	愛知県安城市 安城市自治基本条例
位置付け・体系	<p>(位置づけ)</p> <p>第10章 最高規範性</p> <p>第42条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例を遵守しなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。</p> <p>第11章 見直し等 (見直し)</p> <p>第43条 市長は、5年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の見直しのほか、必要に応じてこの条例の見直しを行うことができる。</p> <p>3 市長は、前2項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項及び第2項の見直しを行ったときは、その結果を公表しなければならない。</p> <p>(改正手続)</p> <p>第44条 市長は、この条例の改正を提案しようとする場合(地方自治法第74条の規定に基づく付議である場合を除く。)は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、流山市が定める市民自治及び市政に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければならない。</p> <p>2 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>3 市及び議会は、法令を解釈し、運用する場合は、この条例に照らして、適正に判断するよう努めなければならない。</p> <p>4 市及び議会は、この条例に定める事項について、相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めなければならない。</p>	<p>(最高規範性)</p> <p>第2条 この条例は、自治に関して市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、誠実にこれを遵守し、他の条例、規則等の制定、改廃、解釈及び運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、市の最高規範です。他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。</p>
条例の推進・見直し	<p>(見直し)</p> <p>第43条 市長は、5年ごとにこの条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の見直しのほか、必要に応じてこの条例の見直しを行うことができる。</p> <p>3 市長は、前2項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項及び第2項の見直しを行ったときは、その結果を公表しなければならない。</p> <p>(改正手続)</p> <p>第44条 市長は、この条例の改正を提案仕様とする場合は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(条例の実効性の確保)</p> <p>第40条 市民等、市長、議員及び職員は、この条例を遵守することにより、市民自治によるまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、この条例の実効性を確保するため、必要な制度等の整備に関する年次計画を定め、この条例の運用状況等を調査し、検討し、その結果を公表しなければならない。</p> <p>3 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民等及び市民自治によるまちづくりを推進するための地域コミュニティと協議し、連携するものとします。</p> <p>4 市長は、第2項の規定による調査及び検討の結果並びに前項の規定による協議の結果、条例等の改正及び制定等が必要であると判断したときは、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第41条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しをするときは、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めるよう努めなければならない。</p>	<p>(条例の推進)</p> <p>第28条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進を図ることを並びにその運用及び推進に関する検証を行うことを目的とする委員会を設置するものとする。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第29条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない範囲において、この条例の各条項の社会情勢への適合について検討を行い、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>第8章 条例の見直し</p> <p>第26条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。</p> <p>2 市長は、前項の規定による検証の結果に基づいて、必要な措置を講じます</p>
用語の定義	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)市 基礎自治体としての上越市をいう。</p> <p>(2)市民 次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいう。 ア 市の区域内に居住する個人 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市の区域内に存する学校に在学する個人</p> <p>(3)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(4)市民参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。</p> <p>(5)協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)市民 本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されているものをいいます。</p> <p>(2)市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいいます。</p> <p>(3)市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいいます。</p> <p>(4)市政 行政の運営及び議会の活動をいいます。</p> <p>(5)参加 市又は議会による政策の立案、実施及び評価の過程において、市民等が意見を表明し、行動することをいいます。</p> <p>(6)協働 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又はしない活動する団体をいう。</p> <p>(2)市 基礎的な地方公共団体としての阪南市をいう。</p> <p>(3)執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(4)参画 市の政策等の立案、実施及び評価に至る過程において、責任をもって自主的かつ自発的に参加し、意思形成にかかわることをいう。</p> <p>(5)協働 互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよいまちとするために協力し行動することをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。</p> <p>(2)市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3)市民参加 市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> <p>(4)協働 市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力することをいいます。</p> <p>(5)まちづくり 市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていこうための活動及び事業をいいます。</p> <p>(6)コミュニティ 町内会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の地域の課題に自ら取り組む団体をいいます。</p>
基本環境	<p>情報公開・提供・個人情報保護</p> <p>(情報共有及び説明責任)</p> <p>第18条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。</p> <p>2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。</p> <p>2 前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手続等については、別に条例で定める。</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第20条 市議会及び市長等は、市民の基本的権利である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。</p> <p>2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続等については、別に条例で定める。</p>	<p>第3章 情報共有と個人情報保護</p> <p>(知る権利)</p> <p>第7条 市民等は、市及び議会が保有する情報を知る権利を有しています。</p> <p>(情報共有)</p> <p>第8条 市及び議会が保有する情報は市民等との共有物であって、市及び議会は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第9条 市及び議会は、市政に関し、民等に積極的に説明する責任を負うとともに、市民等の説明の求めに対して速やかに、かつ、誠実に説明する責任を負います。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第10条 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければならない。</p> <p>2 何人も市及び議会に対して、開示、訂正、削除その他の自己に関する個人情報の適正な管理のための行為を請求することができます。</p>	<p>(情報の共有)</p> <p>第20条 議会及び執行機関は、市政の運営に必要な情報を収集し、有効に活用しなければならない。</p> <p>2 議会及び執行機関は、市民が容易に情報を得られるよう、適切な仕組みを整備しなければならない。</p> <p>(情報公開等)</p> <p>第21条 議会及び執行機関は、市民の参画及び協働の実効性を確保するためその保有する情報を、保護すべき情報を除き、速やかに積極的に公開しなければならない。</p> <p>2 議会及び執行機関は、付属機関等の会議及び会議録を保護すべき情報を除き、公開しなければならない。</p> <p>3 市民は、地域の課題を解決するため、互いにその保有する情報の共有に努めるものとする。</p> <p>4 執行機関は、前項の共有のため、必要に応じて支援しなければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項に規定する公開の手続きについて必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第22条 議会及び執行機関は、その保有する個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を行うために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 議会及び執行機関は、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する市民の権利を明らかにしなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する措置及び権利について必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(情報公開及び個人情報の保護)</p> <p>第25条 議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する情報を積極的に公開します。</p> <p>2 議会及び市長その他の執行機関は、個人の権利利益の保護に資するため、その保有する個人情報を適正に保護します。</p>

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称 条例名称	北海道二セコ町 二セコ町まちづくり基本条例	大阪府岸和田市 岸和田市自治基本条例	三重県伊賀市 伊賀市自治基本条例	東京都三鷹市 三鷹市自治基本条例
説明責任	<p>(意見・要望・苦情等への応答義務等) 第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。 2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。 3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。</p> <p>(意見・要望・苦情等への対応のための機関) 第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。</p>	<p>(説明責任) 第23条 市長及び他の執行機関は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。</p>	<p>(苦情等への対応) 第50条 市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。 2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手続等の方法について説明を求められたときは、説明をしなければならない。 3 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の設置に努めなければならない。</p>	<p>(説明責任) 第17条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>(要望、苦情等への対応) 第18条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。 2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。 3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。</p>
市民参画 参加の権利・市民の権利	<p>第4章 まちづくりへの参加の推進 (まちづくりに参加する権利) 第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。 3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。 4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。</p> <p>(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。</p>	<p>(市民の権利) 第4条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政参画する権利を有する。 2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</p>	<p>第3章 市民の参加 第1節 市民参加の権利と責務 (まちづくりに参加する権利) 第12条 私たち市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。 2 この権利は、市民にとって基本的な権利であり、市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。</p>	<p>第2章 市民及び市民自治 (地域における市民の権利、責務等) 第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。 2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。 3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。</p> <p>(市政における市民の権利、責務等) 第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。 2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。 3 市民は、法令又は条例の定めるところによる。</p>
市民の責務	<p>(まちづくりにおける町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>(まちづくりに参加する権利の拡充) 第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p>	<p>(市民の責務) 第5条 市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。 2 市民は、持続可能なまちづくりを進めるため、環境の保全に努める。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努める。</p>	<p>(まちづくりの参加における市民の責務) 第13条 私たち市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。 2 私たち市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。</p>	
事業者の権利・責務		<p>(事業者の権利) 第6条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。 2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</p> <p>(事業者の責務) 第7条 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。 2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。</p>		<p>(事業者等の権利、責務等) 第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。 2 事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。</p>

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称 条例名称	新潟県上越市 上越市自治基本条例	千葉県流山市 流山市自治基本条例	大阪府阪南市 阪南市自治基本条例	愛知県安城市 安城市自治基本条例
説明責任		(苦情等への対応) 第33条 市は、行政の運営に関する苦情等を公正に、かつ、その苦情等について関係のある者との間においては中立な立場で、迅速に処理しなければなりません。 2 市は、行政の運営に関する苦情等に対しては、市民等の権利利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制整備に努めます。	(説明責任) 第23条 執行機関は、市政の運営に関する重要な事項の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について、市民に情報の提供を行うとともに、わかりやすく説明しなければならない。 (意見、要望等への応答) 第24条 議会及び執行機関は、市民から市政一般に関する意見、要望等を受けたときは、迅速かつ誠実に応答するとともに、市政に反映させる必要に応じ、適切な措置を講じなければならない。	(説明責任等) 第24条 市長その他の執行機関は、施策の企画立案、実施及び評価の各過程において、その内容を市民にわかりやすく説明します。 2 議会及び市長その他の執行機関は、広く市民が必要とする情報について、わかりやすく迅速な提供に努めます。 3 議会及び市長その他の執行機関は、市民からの提案、意見、要望又は苦情に対しては誠実かつ迅速に応答します。
市民参画 参加の権利・市民の権利	第2章 市民の権利及び責務 (市民の権利) 第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行することができる。 2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行することができる。 市政運営に関する情報を知る権利 市民参画をする権利 協働をする権利 3 市民は、市が提供するサービスを受用することができる。	第4章 参加と協働 (参加の権利) 第11条 市民等は、市政に参加する権利を有しています。 (子どもの意見表明の機会の保障) 第12条 市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければならない。	(市民の権利) 第8条 市民は、市政の主体として平等に市政の運営及び地域の活動に参画し及び協働する権利を有する。 2 市民は、保護すべき情報を除き、市が保有する情報を知る権利を有する。 3 市民は、市が提供するサービスを受けることができる。	第3章 市民 第1節 市民の権利 (知る権利) 第6条 市民は、市政について、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報を知ることができます。 (市民参加の権利) 第7条 市民は、まちづくりの主体として、等しく市民参加をすることができます。 (行政サービスを受ける権利) 第8条 市民は、適切な行政サービスを等しく受けることができます。
市民の責務	(市民の責務) 第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めよう努めなければならない。 2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任をもたなければならない。 3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。	第9章 責務 (市民等の責務) 第36条 市民等は、市民自治によるまちづくりの主体であることを自覚し、市政への参加に当たっては、その発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うことによって、市民自治によるまちづくりを推進しなければならない。	(市民の責務) 第9条 市民は、互いに多様な価値観を認め合い、市政に関する認識を深め、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に参画し、及び協働し、市政の運営及び地域の活動に取り組むよう努めなければならない。 2 市民は、互いに市政の運営及び地域の活動に必要な情報を共有するよう努めるものとする。 3 市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分任しなければならない。	第2節 市民の責務 第9条 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任を持ちます。 2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮します。 3 市民は、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。 4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。 5 市民は、安城市民憲章を尊重します。
事業者の権利・責務				

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称 条例名称	北海道二セコ町 二セコ町まちづくり基本条例	大阪府岸和田市 岸和田市自治基本条例	三重県伊賀市 伊賀市自治基本条例	東京都三鷹市 三鷹市自治基本条例
意思形成 過程・政策 形成過程 への参画	<p>(審議会等への参加) 第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。</p> <p>第8章 計画の策定過程 (計画過程等への参加) 第36条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。 2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。 (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体等との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報</p> <p>第13章 条例制定等の手続 (条例制定等の手続) 第54条 町は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、その過程において、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。ただし、次のいづれかに該当する場合はこの限りではない。 (1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合 2 町は、前項(同項ただし書きを除く)により作成した条例案をあらかじめ公表し、意見を求めるものとする。 3 町は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。 4 提案者は、前3項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p>	<p>(協働) 第16条 市民、事業者及び市は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりをすすめるため、協働するよう努める。 2 市は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民及び事業者の自発的な活動を支援するよう努める。この場合において、市の支援は、市民及び事業者の自主性を損なうものであってはならない。</p> <p>(参画) 第17条 市は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じることで市民が参画する機会を保障しなければならない。 2 市は市民が参画できないことによって不利益を受けることの無いよう配慮しなければならない。</p> <p>(意見聴取制度) 第18条 市長及び他の執行機関は、次の各号に掲げる事項のうち、市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければならない。 (1) 計画の策定、変更又は廃止 (2) 条例の制定、改正又は廃止 (3) 施策の実施、変更又は廃止 2 市長及び他の執行機関は、前項の規定により意見を求めるときは、適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければならない。 3 前2項に規定する意見の聴取に関する手続きその他必要な事項については、別に条例で定める。</p> <p>(審議会の運営) 第19条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則としてその一部を市民からの公募により行わなければならない。 2 市長及び他の執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。 3 前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続きその他必要な事項については別に条例で定める。</p>	<p>(まちづくりの参加における市の責務) 第14条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。 2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参加の拡充に努めなければならない。 第2節 市民参加の制度保障</p> <p>(計画策定における市民参加の原則) 第15条 市は、市民参加のもと、基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。 2 市は、総合計画について、評価に基づいた進捗管理に努め、市民参加のもと、柔軟に見直しをしなければならない。</p> <p>(計画策定における市民参加の手続) 第16条 市の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。 2 市の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。 3 市の執行機関は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。</p> <p>(審議会等への市民参加) 第17条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。 (条例制定における市民参加の手続) 第18条 市は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合は除き、市民の参加を図らなければならない。 (1) 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号に準じた制定改廃の場合 2 市は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。 3 市は前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表する。 4 提案者は、市民の参加の手法、参加の有無及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p>	<p>(パブリックコメント) 第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(オンブズマン) 第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン(以下「オンブズマン」という。)を設置する。 2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善に関する提言を行うことができる。 3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。</p> <p>第6章 参加及び協働 (計画の策定過程等) 第29条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画(以下「計画等」という。)の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。 2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。</p> <p>(市民会議等の設置及び運営) 第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。 2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。 3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p>
市民投票	<p>第11章 町民投票制度 (町民投票の実施) 第48条 町は、二セコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。</p> <p>(町民投票の条例化) 第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p>	<p>(住民投票) 第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。 2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち、18歳以上の者とする。 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 4 住民投票の実施に関する手続きその他必要な事項については、別に条例で定める。</p>	<p>第3節 市民投票 (市民投票の原則) 第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。 2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。 3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>(市民投票の実施) 第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。 2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。</p>	<p>(住民投票) 第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。 4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。</p>

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称 条例名称	新潟県上越市 上越市自治基本条例	千葉県流山市 流山市自治基本条例	大阪府阪南市 阪南市自治基本条例	愛知県安城市 安城市自治基本条例
意思形成過程・政策形成過程への参画	<p>(審議会等) 第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。 2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。 3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。 4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。</p> <p>(パブリックコメント) 第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。 2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。 3 第1項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。</p> <p>(苦情処理等) 第23条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したもののについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。 2 市長等は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズパーソンを設置する。</p> <p>第7章 市民参画、協働等 (市民参画) 第33条 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。 2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。 3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>(参加の機会の保障) 第13条 市及び議会は、市民等の市政の参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければならない。 2 市は、多様な方法を用いて市民等の意見や提案を求め、これを行政の運営に反映するよう努めなければならない。</p> <p>(提案制度) 第14条 市民等は、公益的な観点から行政の運営に関する提案を市に提出することができます。 2 市は、前項の規定による提案の提出があったときは、公開による審査を実施し、有用と認められた提案については、その実現に向けて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(市民参加条例) 第16条 市民等の市政への参加に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。</p> <p>(審議会等) 第28条 市は、審議会等(附属機関その他の市の設置する合議体の機関をいう。次項において同じ。)の委員を選任する場合は、委員構成における多様性の保持に留意するとともに、可能な限り市民から公募するものとします。 2 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。</p>	<p>(計画策定等における市民参画) 第17条 執行機関は、次に掲げる事項を実施するときは、あらかじめその事項を公表し、市民の参画の手続きを実施しなければならない。 (1)基本構想及びこれの実現のための基本計画の策定 (2)市政の運営における基本的事項を定める計画等の策定又は改廃 (3)広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃 2 執行機関は、前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当すると認めるときは同項の手続きを実施しないことができる。 (1)関係法令等の制定又は改廃に基づくとき。 (2)軽微な変更にとどまり、実質的な変更を伴わないとき。 (3)補助機関の服務等に関するとき、又は機構の変更に関するとき。 (4)緊急に実施しなければならないとき。</p> <p>(市民参画の手続き) 第18条 前条の手続きは、同条第1項に掲げる事項の内容に応じ、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。 (1)付属機関等への委員公募 (2)パブリックコメント (3)公聴会の開催 (4)前3号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認めるもの 2 執行機関は、前項各号に掲げる方法の実施にあたっては、公平性及び中立性の保持に配慮しなければならない。 3 第1項各号に掲げる方法の実施について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(市民参画の推進) 第19条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、前2条に定めるもののほか、制度の整備を図るものとする。</p>	<p>第6章 市民参加と協働 (市民参加) 第14条 市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。</p>
市民投票	<p>第8章 市民投票 第38条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。 2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの(以下「請求権者」という。)は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。 7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。 8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。 9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。 10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(市民投票) 第17条 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民から市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければならない。 2 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該課題に対処するものとします。 3 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。</p>	<p>(住民投票) 第25条 住民は、市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項について、広く住民の意思を確認する目的のため、住民投票の実施を市長に請求することができる。 2 議会及び市長は、前項の目的のため、自ら住民投票の実施を発議することができる。 3 前2項に規定する住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定める。この場合において、投票資格者を定めるにあたっては、十分に検討を行うものとする。 4 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を最大限尊重するものとする。</p>	<p>(住民投票) 第17条 市長は、市政の特に重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。 2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他住民投票の実施に必要な事項については、その都度、別に条例で定めます。 3 議会及び市長その他の執行機関は、住民投票の結果を尊重します。</p>

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称 条例名称	北海道二セコ町 二セコ町まちづくり基本条例	大阪府岸和田市 岸和田市自治基本条例	三重県伊賀市 伊賀市自治基本条例	東京都三鷹市 三鷹市自治基本条例
コミュニティ活動	<p>第5章 コミュニティ (コミュニティ)</p> <p>第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。</p> <p>(コミュニティにおける町民の役割)</p> <p>第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。</p> <p>(町とコミュニティのかかわり)</p> <p>第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利性かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p>	<p>(コミュニティ活動)</p> <p>第14条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。</p> <p>2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。</p> <p>(地区市民協議会)</p> <p>第15条 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現する為の組織として地区市民協議会を設立することができる。</p> <p>2 地区市民協議会は、当該地区の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。</p>	<p>(住民自治の定義)</p> <p>第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において市民が地域を取り巻くさまざまな課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。</p> <p>2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。</p> <p>(住民自治に関する市民の役割)</p> <p>第22条 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなくてはならない。</p> <p>(住民自治に関する市の役割)</p> <p>第23条 市は、市民が自主的活主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p> <p>(住民自治協議会の定義・要件)</p> <p>第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただしひとつの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。</p> <p>(1) 区域を定めていること</p> <p>(2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば誰でもなれること。</p> <p>(3) 組織設置の目的がその区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の連絡・親睦、地域間児湯の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。</p> <p>(4) 目的・名称・区域・事務所所在地・構成員の資格・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。</p> <p>(5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。</p> <p>(住民自治協議会の設置)</p> <p>第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は市長に設置の届出をする。</p> <p>2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地区の同意・決定機関とする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(コミュニティ活動)</p> <p>第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティセンター及び地区公会堂の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携した街づくりを進めるものとする。</p> <p>2 コミュニティ施設は市民の、市民による、市民のための施設として市民の自由と責任を基調とした管理運営が行わなければならない。</p> <p>(協働のまちづくり)</p> <p>第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、街づくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。</p> <p>3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。</p>
議会	<p>議会の役割・責務</p> <p>第6章 議会の役割と責務 (議会の役割)</p> <p>第17条 議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関である。</p> <p>2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。</p> <p>2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。</p> <p>(議会の組織等)</p> <p>第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定めなければならない。</p> <p>(議会の会議)</p> <p>第20条 議会の本会議は、討議を基本とする。</p> <p>2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項ただし書きにより非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。</p> <p>(議会の会期外活動)</p> <p>第22条 議会は開会中においても、町政への町民の意思の反映を図るためまちづくりに関する調査及び検討等に努める。</p> <p>2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行わなければならない。</p>	<p>(議会の権能)</p> <p>第8条 議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。</p> <p>2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければならない。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第9条 議会は会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し開かれた議会運営に努める。</p> <p>2 議会は、自らの権能と責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努める。</p>	<p>(議会の役割と権限)</p> <p>第38条 市議会は、法令で定めることにより、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関である。</p> <p>2 市議会は、市の重要な政策について議が決する権限及び市政運営を監視し牽制する機能を有する。</p> <p>3 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決するとともに、執行機関に対する検査及び監査請求等の権限を有する。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第39条 市議会は、市政の審議・議決機関であることの責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検と改善とその実施を求め、活動しなければならない。</p> <p>2 市議会は、行政活動が常に民主的で効率的に行われているかを調査・監視するとともに市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。</p> <p>3 市議会の会議は討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の家庭及びその妥当性を市民にあきらかにしなければならない。</p> <p>4 市議会の組織及び議員の定数は、法令の範囲内でこの条例に基づく議会の役割を十分考慮してさだめなければならない。</p> <p>(議会の情報共有と市民参加)</p> <p>第40条 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、すべての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に関することは、別に定める。</p> <p>3 市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかり易く説明するた、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。</p> <p>4 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。</p> <p>5 市議会は、議会の会議に出席を求めたものを協議に加えることができる。</p> <p>6 市議会は、市民からの請願等に関して、その趣旨や意見を表明する機会を設けなければならない。</p>	<p>(市議会の役割、責務等)</p> <p>第7条 市議会は、地方自治法の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。</p> <p>2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。</p> <p>(市議会の立法活動、調査活動等)</p> <p>第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。</p>
議員の役割・責務	<p>(議員の役割及び責務)</p> <p>第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研鑽に努めるとともに公益のために行動しなければならない。</p> <p>2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第10条 議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して設営するよう努める。</p> <p>2 議員は、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努める。</p> <p>3 議員は、市民福祉の向上のため、第8条に規定する議会の権能を踏まえ、前条に規定する議会の責務及び前2項に規定する議員の責務を果たすよう</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第41条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭に置き行動しなければならない。</p> <p>3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</p>	<p>(市議会の役割、責務等)</p> <p>第7条 市議会は、地方自治法の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。</p> <p>2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。</p> <p>(市議会の立法活動、調査活動等)</p> <p>第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。</p>

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称	新潟県上越市	千葉県流山市	大阪府阪南市	愛知県安城市
条例名称	上越市自治基本条例	流山市自治基本条例	阪南市自治基本条例	安城市自治基本条例
コミュニティ活動	<p>(都市内分権) 第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的に捉え、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。</p> <p>(地域自治区) 第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。 2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所をおく。 3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明でかつ地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続きを採用するものとする。 4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。</p>	<p>(地域コミュニティ) 第6条 市民ならびに市内で働く者及び就学するものは自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動にかかわるように努めるものとします。 2 地域コミュニティは、それぞれの特性を活かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。 3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。</p> <p>(協働によるまちづくり) 第15条 市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、協働によるまちづくりを行うものとします。 2 市は、協働による街づくりの推進にあたっては、必要に応じて地域コミュニティ又は事業者との間に互いの役割等を定めた協定を締結することができます。 3 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。</p>	<p>(市民活動団体) 第16条 市民は地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体を自主的に組織することができる。 2 市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに地域の課題を自らも解決するよう努めるものとする。 3 市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。 4 執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。 5 議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。</p>	<p>(コミュニティ) 第15条 コミュニティは、まちづくりの担い手として、自主的にまちづくりに取り組むよう努めます。 2 市民は、コミュニティの意義と役割について理解を深め、積極的にコミュニティに加わり、又はその活動に参加するなど、コミュニティを守り育てよう努めます。 3 市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めます。</p>
議会	<p>議会の役割・責務</p> <p>(市議会の権限) 第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治に定めるところにより、市政運営を監視するとともに条例の制定、改正及び廃止、予算の決定・決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。</p> <p>(市議会の責務) 第8条 市議会は、市民の代表として、全市民的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。 (1)市の意思決定機能 (2)市政運営の監視機能 (3)政策立案機能 (4)立法機能 2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。 (1)市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。 (2)市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。 (3)広く市民の意見を聞き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。 3 市議会は、その権限の行使にあたっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。</p>	<p>(議会の役割) 第29条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとします。 2 議会は、地方自治法に定める議会の権限を最大限に行使し、市民福祉の向上に努めるものとします。</p> <p>(市民等に開かれた議会) 第30条 議会は、市民等に開かれた運営を行うよう努めるものとします。 2 議会は、多様な方法で市民等の問題意識を把握するよう努め、政策の立案に反映させるものとします。</p> <p>(議会の政策立案機能の充実) 第31条 議会は、政策立案機能の充実を図り、立法活動、調査活動等を積極的にを行います。</p>	<p>(議会の役割) 第10条 議会は法令で定めるところにより、住民の直接選挙によって選出された議員で構成され、住民の意思を市政に反映する市の意思決定機関である。 2 議会は、市政の運営を監視する役割を担う。</p> <p>(議会の責務) 第11条 議会は、意思決定機関であることの責任を常に認識し、公平な判断及び長期的展望をもって意思決定に臨むものとする。 2 議会は、開かれた議会運営のために、その保有する情報を積極的に公開し、市民との情報共有に努めなければならない。 3 議会は、議決に当たっての意思決定の過程を市民に明らかにするものとする。</p>	<p>(議会の責務) 第10条 議会は、市の意思決定機関として、市政を監視するとともに、政策立案に努め、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。 2 議会は、意思決定の内容及び過程を市民にわかりやすく説明し開かれた議会運営を行います。</p>
議員の役割・責務	<p>(市議会議員の責務) 第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研鑽に努めるとともに普遍的な利益のために活動しなければならない。 2 市議会議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし市民との信頼関係を確保しなければならない。 (1)自らの議会活動 (2)市政運営に関する自らの考え</p>	<p>(議員の責務) 第38条 議員は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、常に市民全体の利益を代表して議会活動に努めなければならない。 2 議員は、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の声を聞き、政策の立案及び議会の運営に反映させるよう努めなければなりません。</p>	<p>(議員の責務) 第12条 議員は、前2条に規定する議会の役割及び責務を十分に認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 議員は、多様な住民の意思及び地域の課題を、市政に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務) 第11条 議員は、市民の代表者として、広く市民の利益に資するため誠実かつ公正に職務を遂行するとともに研鑽に努めます。</p>

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称 条例名称	北海道二セコ町 二セコ町まちづくり基本条例	大阪府岸和田市 岸和田市自治基本条例	三重県伊賀市 伊賀市自治基本条例	東京都三鷹市 三鷹市自治基本条例
行政運営 の原則 首長の責 務と役割	<p>(町長の責務) 第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p>(就任時の宣誓) 第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。 2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。</p>	<p>(市長の責務) 第11条 市長は、市政の代表者として、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市長は、市民の意向を的確に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。 3 市長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し適正に配置するよう努めなければならない。</p>	<p>(市長の責務) 第43条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。</p>	<p>第4章 執行機関 (市長の責務) 第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。 2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。</p> <p>(補佐職の設置等) 第11条 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。 2 市長は、地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役について、その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするため、助役の呼称を副市長とすることができる。</p>
職員の役 割、責務、 組織	<p>(執行機関の責務) 第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p> <p>(組織) 第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。</p>	<p>(他の執行機関の責務) 第12条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営にあたらなければならない。</p> <p>(職員の責務) 第13条 職員は、市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実で効率的にその職務を遂行しなければならない。 2 職員は、職務の遂行にあたっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。 3 職員は、職務についての必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに職務の遂行にあたっては、創意工夫に努めなければならない。</p> <p>(組織) 第25条 市は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め、常にその見直しに努めなければならない。 2 市は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。</p>	<p>第6章 行政の役割と責務 第1節 行政の責務 (行政の役割と権限) 第42条 市の執行機関は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。 2 市長は、市の執行機関を統括し、これを代表する。 3 市長は、議案の提出、予算調製、地方税の賦課徴収、財産の取得及び公文書類の保管等、市の事務を執行する権限を有する。</p> <p>(執行機関の責務) 第44条 市の執行機関は、市の事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。 2 市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。</p> <p>(職員の責務) 第45条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。</p> <p>第2節 行政運営の方針 (執行体制の整備) 第46条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p>(職員政策) 第48条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければならない。 2 市は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。 3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。</p>	<p>(執行機関の連携及び協力) 第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。 第5章 市政運営 (市の率先行動の基本原則) 第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。</p> <p>(職員及び組織) 第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。 2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。 3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。</p> <p>(行政サービス提供の基本原則) 第23条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。</p> <p>(出資団体等) 第27条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。 2 市長等は、他の団体に投資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。 3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。</p>
総合計画	<p>(計画の策定等における原則) 第37条 総合かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。 2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。 (1) 法令又は条例に規定する計画 (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画 3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施にあたっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。 (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容 (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間 (計画策定の手続) 第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。 (1) 計画の概要 (2) 計画策定の日程 (3) 予定する町民参加の手法 (4) その他必要とされる事項 2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。 3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。 (計画進行状況の公表) 第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。</p>	<p>(総合計画) 第24条 市は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画を定めなければならない。 2 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。 3 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。</p>	<p>第2節 市民参加の制度保障 (計画策定における市民参加の原則) 第15条 市は、市民参加のもと、基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。 2 市は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、市民参加のもと、柔軟に見直しをしなければならない。</p> <p>(計画策定における市民参加の手続) 第16条 市の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。 2 市の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。 3 市の執行機関は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。</p>	<p>(基本構想及び基本計画の位置付け等) 第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。 2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。</p>

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称	新潟県上越市	千葉県流山市	大阪府阪南市	愛知県安城市
条例名称	上越市自治基本条例	流山市自治基本条例	阪南市自治基本条例	安城市自治基本条例
行政運営の原則	<p>首長の責務と役割</p> <p>第4章 市長等の権限及び責務等 (市長の権限) 第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。 2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。</p> <p>(市長の責務) 第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。 2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。 3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第37条 市長は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、毎年、行政の運営に関する基本方針を明らかにし、職務を遂行しなければならない。 2 市長は、職員を適切に指揮監督して行政運営を行うとともに、職員能力向上に努めなければならない。 3 市長は、選挙においての自らの公約を総合計画に反映させるよう努めなければならない。 4 市長は、長期にわたって在任することによって自治の活力の低下を招かないように努めなければならない。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第13条 市長は、住民の直接選挙によって信託されたものであって、市の代表者として市を統轄するとともに、市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市長は、他の執行機関と協力し、市政を簡素かつ効率的に運営しなければならない。 3 市長は、前項の目的のため、職員の能力向上に努めるとともに、職員を適正に配置しなければならない。 4 市長は、その保有する情報を市民と共有するよう努めなければならない。 5 市長は、市民が参画する機会の拡充に努め、その成果を尊重しなければならない。</p>	<p>第5章 市長その他の執行機関 (市長等の責務) 第12条 市長は、市の代表者として、自治体経営の方針を明らかにし、その実現のため、誠実かつ公正に職務を遂行します。 2 市長その他の執行機関は、職員の指揮監督を適切に行い、職員の能力向上を図ります。</p>
職員の役割、責務、組織	<p>(市長以外の執行機関の権限) 第12条 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を管理し、これを執行する。</p> <p>(市長以外の執行機関の責務) 第13条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。 2 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。</p> <p>(市の職員の責務) 第14条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。 2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。</p> <p>第5章 市政運営 (市政運営の基本原則) 第15条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。 2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。</p>	<p>(行政組織及び職員の能力開発等) 第26条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望の変化に迅速に対応できるよう行政組織を整備しなければならない。 2 市は、総合的な観点から定員適正化計画を策定しなければならない。 3 市は、職員の能力と意欲を高め、政策形成能力を向上させるため、人事評価、人事交流及び職員研修の制度の充実に努めなければならない。</p> <p>(倫理) 第34条 市長及び議会は、政治倫理に関する原則及び制度を定め政治倫理の確立と公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければならない。 2 市長は、公務員倫理に関する原則及び制度を定め、公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければならない。</p> <p>(職員の責務) 第39条 職員は、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令等を遵守しなければならない。 3 職員は、市民等の意向や行政運営上の課題に的確に対応するため、知識、技能等の修得に努めなければならない。</p>	<p>(市長を除く執行機関の責務) 第14条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政の運営に努めるものとする。</p> <p>(職員の責務) 第15条 職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上等に努めるとともに、創意工夫して効率的に職務を遂行しなければならない。</p>	<p>(職員の責務) 第13条 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚して、積極的にまちづくりを推進します。 2 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、自発的に知識の習得その他能力の向上に取り組みます。</p> <p>(市政運営の基本) 第20条 市長は、総合計画を定め、計画的な市政運営を行います。 2 市長は、最少の経費で最大の効果が挙げられるように、市政運営を行います。 3 市長は、市民のニーズに的確に対応した市政運営を行います。 4 市長その他の執行機関の組織は、市民にわかりやすく機能的であるとともに、横断的で柔軟に対応できるものとします。</p>
総合計画	<p>(総合計画) 第16条 市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び前条に定める市政運営の基本原則にのっとり、市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。</p>	<p>第6章 行政運営の原則 (総合計画) 第22条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、流山市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画(以下「総合計画」という。)を策定します。 2 市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても、議会の議決を経なければならない。 3 市長は、社会経済情勢等が大きく変化し、総合計画の内容との間にかい離が生じたときは、これを見直すものとします。 4 市が行う政策は、総合計画に根拠を置かなければなりません。</p>	<p>(総合計画) 第26条 市は、第4条の基本理念にのっとり、議会の議決を経て、基本構想を定め、これに即して市政の運営を行わなければならない。 2 市長は、基本構想の実現のための基本計画を定め、これに基づく事業の効果及び達成度を評価し、これを公表しなければならない。 3 市長は、前項の評価に基づき、必要に応じて事業を見直さなければならない。</p>	<p>(持続可能な社会の形成) 第19条 市民は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会(以下「持続可能な社会」といいます。)の形成のため、市長及びコミュニティその他の団体と協力し、日常生活又は事業活動において環境への負荷の低減に努めます。 2 市長は、持続可能な社会の形成のため、総合的な施策を策定し、計画的に推進します。</p>

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称 条例名称	北海道二セコ町 二セコ町まちづくり基本条例	大阪府岸和田市 岸和田市自治基本条例	三重県伊賀市 伊賀市自治基本条例	東京都三鷹市 三鷹市自治基本条例
政策法務 の促進	(政策法務の推進) 第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。	(法務) 第26条 市は、市の事務に関する法令の解釈にあたっては、法令の調査研究を重ね自主的かつ適正な解釈に努めなければならない。 2 市は、地域の特色を活かした政策を実現するため、条例制定権の活用にも努めなければならない。	(法務体制) 第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。	(政策法務) 第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。 2 市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。
健全な財政運営	(総則) 第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。 (予算編成) 第41条 町長は、予算の編成に当たっては、編成過程の透明性に留意し、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。 (予算執行) 第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。 (決算) 第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。 (財産管理) 第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。 2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。 3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。 (財政状況の公表) 第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。	(財政) 第27条 市長及び他の執行機関は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。 2 市長は、市及び市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他の団体については、その財政状況を一体的に捉え市民にわかりやすく公表しなければならない。 3 市長は、財政運営の透明性を確保するため、市が資本金、基本金その他これに準ずるものの10分の1以上2分の1未満の割合で出資している法人その他の団体についてはその財政状況を市民にわかりやすく公表するよう努めなければならない。 4 市長及び他の執行機関は、市が保有する財産を明らかにし、適正に管理するとともに効果的に活用しなければならない。	第3節 財務 (財政運営の基本方針) 第51条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。 2 市長は、中長期的な展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。 (財政基盤の強化) 第52条 市は、自主課税制度導入など、市民負担のあり方や市有財産の活用等を検討し、国及び県に対して税源の移譲を求めるとともに、市の自立的財政基盤の強化に努めなければならない。 (予算編成、予算執行) 第53条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。 2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。 (財産管理) 第54条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。 2 市長は、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。 (財政状況の公表) 第55条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。	(自治体経営) 第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。 2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。 3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化を図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。
行政評価	第10章 評価 (評価の実施) 第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。 (評価方法の検討) 第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。 2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。	(行政評価) 第28条 市長は総合計画に基づき実施し、又は実施しようとする施策等については、その成果及び到達度を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない。 2 市長は、行政表の結果に基づき施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させなければならない。 (外部機関その他第三者による監査) 第29条 市は、適正で、効率的かつ効果的な行政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者に監査を実施させることができる。 2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、市に対して監査委員に代えて外部機関等による監査の実施を請求することができる。 3 市は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとする。ただし、監査を実施させないときはその理由を公表するものとする。 4 前3項に規定する外部機関等による監査の実施に関する手続きその他必要な事項については、別に条例で定める。	第4節 評価 (行政評価) 第56条 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。 2 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。 3 前2項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。 (外部監査) 第57条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施する。	(行政評価) 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。 (監査) 第26条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称 条例名称	新潟県上越市 上越市自治基本条例	千葉県流山市 流山市自治基本条例	大阪府阪南市 阪南市自治基本条例	愛知県安城市 安城市自治基本条例
政策法務 の促進	(政策法務) 第27条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。	(法令の活用による政策実現) 第25条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望に対応するため、法令等を主体性をもって解釈するとともに、自治立法権を積極的に行使することその他多様な方法によって、政策の実現に努めなければならない。		
健全な財政 運営	(財政運営) 第17条 市議会及び市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。 2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。	(財政運営) 第23条 市長は、財政の状況を総合的に把握し、分析を行い、もって明確な方針のもとに市民サービスの質を維持し、向上させるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる健全な財政運営を行います。 2 市長は、財政状況及び財産の保有状況につき出資団体を含む連結決算を行い、財政情報を作成しなければならない。 3 市長は、財政運営における目標値を定め、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、中長期の財政計画を策定しなければならない。 4 市長は、財政運営の透明性を確保するとともに、第2項の財政情報及び前項の中長期の財政計画を市民に分かりやすく公表しなければならない。 5 市長は、歳入における市税の2割を超える地方債を発行すべしを履行する場合は、市民投票などの多様な方法によって必ず市民に意見を求め、その結果を尊重しなければならない。 6 市長は、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する制度を構築します。		(財政運営) 第21条 市長は、総合計画に基づき、中長期的な財政計画を定め、健全な財政運営を行います。 2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項を市民に公表し、わかりやすく説明します。
行政評価	(評価) 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。 2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法をとり入れるよう努めなければならない。 (外部監査) 第26条 市民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。 2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。	(行政評価) 第24条 市は、効果的かつ効率的に行政を運営するため、政策、施策及び事業のすべてについて行政評価を実施しなければならない。 2 市は、前項の行政評価の結果に基づき政策、施策及び事業を見直すとともに、これを総合計画の進行管理及び見直し並びに予算の編成に反映させなければならない。 3 市は、第1項の行政評価を行うときは、市民等の参加による方法を用いるよう努めるとともに、その行政評価の結果を市民等に分かりやすく公表しなければならない。		(行政評価) 第22条 市長その他の執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させます。 2 行政評価の実施に当たっては、第三者機関による評価などを行い、客観性の確保に努めます。

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称 条例名称	北海道二セコ町 二セコ町まちづくり基本条例	大阪府岸和田市 岸和田市自治基本条例	三重県伊賀市 伊賀市自治基本条例	東京都三鷹市 三鷹市自治基本条例
行政手続	(行政手続の法制化) 第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。			
危機管理	(危機管理体制の確立) 第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機動的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。 2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。			(危機管理) 第28条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。
法令順守	(法令の遵守) 第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要措置を講ずるものとする。		(公益通報) 第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。 2 前項に関することは、別に定める。	(適法・公正な市政運営) 第21条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。
連携	第12章 連携 (町外の人々との連携) 第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。 (近隣自治体との連携) 第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。 (広域連携) 第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 (国際交流及び連携) 第53条 町は自治の確立と発展が国際的に重要なものであることを認識し、	(国及び大阪府との関係) 第30条 市は、国及び大阪府との対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努める。 (他の公共団体及び関係機関との関係) 第31条 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題または広域的課題に対しては、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決にあたるよう努める。 2 市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。		(学校と地域の連携協力) 第33条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に勧めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。 2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。 (出資団体及び他の官公庁との連携等) 第34条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。 (国、東京都等との政府間関係) 第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の 第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。 (海外の自治体等との連携及び国際交流の推進) 第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民課通津尾団体等との連携交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。

自治基本条例 他市町村条文比較表

自治体名称	新潟県上越市	千葉県流山市	大阪府阪南市	愛知県安城市
条例名称	上越市自治基本条例	流山市自治基本条例	阪南市自治基本条例	安城市自治基本条例
行政手続	<p>(行政手続) 第24条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。 2 行政手続法(平成5年法律第88号)等に定めるもののほか、前項の基本的な事項については、別に条例で定める。</p>	<p>第8章 公正と信頼の確保 (行政手続) 第32条 市は、市民等の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければならない。</p>		<p>(行政手続) 第23条 市長その他の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を適正に行います。</p>
危機管理	<p>(危機管理) 第30条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態(以下「災害等」という。)に的確に対応するための体制を整備しなければならない。 2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。</p>	<p>(危機管理体制の確立) 第27条 市は、市民の身体、生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。 2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣市や姉妹都市等との連携を図らなければならない。</p>		<p>(危機管理) 第18条 市民は、日頃から、災害、犯罪その他非常の事態に備え、安全に安心して生活するための手段を自ら講ずるよう努めます。 2 コミュニティは、市長及び他の団体と協力し、市民の安全で安心な生活に資する活動を行うよう努めます。 3 市長は、市民の安全を確保するため、適切かつ迅速な対応ができる体制を確立するとともに、市民の自助努力を支援し、関係機関との協力を努めます。</p>
法令順守	<p>(法令遵守) 第28条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。 (公益通報) 第29条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(内部通報) 第35条 職員は、適法かつ公正な市の行政執行を妨げ市政に対する市民等の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を内部通報に関する機関に通報しなければならない。 2 市及び議会は、前項の規定による通報をおこなった者に対し、それを理由として不利益な取り扱いをしてはなりません。</p>		
連携	<p>(国、県等との関係) 第39条 市は、市民にもっとも身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。 (他の自治体等との連携) 第40条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。 (海外の自治体等との連携及び国際交流の推進) 第41条 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。</p>	<p>(国及び千葉県との協力等) 第18条 流山市は、国及び千葉県と対等な立場であり、流山市の自主性を踏まえ、地方自治の発展のために、国及び千葉県と協力するとともに政策及び制度の改善とうに関する提案を積極的に行います。 (近隣等の自治体との協力) 第19条 流山市は、行政運営上の課題の解決と市民サービスの向上を踏まえ、広域的な観点から近隣自治体と相互に連携し、協力するよう努めます。 2 流山市は、姉妹都市及び友好都市をはじめとする前項以外の自治体と共通するまちづくりの課題について連携し、協力し、その解決に努めます。 (市外の人々との連携) 第21条 市民等、市及び議会は、国際交流を推進し、諸外国の自治体等と協力して、平和、人権、環境等の地球規模の諸問題に取り組むとともに相互に理解を深めるよう努めます。</p>	<p>(他の期間との連携) 第27条 市は自治の確立のため、国及び大阪府と協力し、適切に役割を分担することにより、課題の解決に取り組むものとする。 2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。</p>	<p>(連携) 第16条 市民は、まちづくりを推進するため、市内外の人々や団体と広く交流し、連携するよう努めます。 2 議会及び市長その他の機関は、共通する街づくりの課題を解決するため、他の自治体と連携するよう努めます。</p>